

Subject: 【参考情報】東日本大震災の企業の対応情報 3/18

災害対応ご苦労様です。

体調には十分に配慮され、尽力されることを願っております。

多忙のなか、メンバーのご好意で各社の対応状況の参考情報をいただきましたので、皆様のご参考になればと閲覧をします。

この情報はあくまでも参考情報として、中身の正確性はご自身で確認をしてください。内容の正確性に関しては提供者様の責任ではありませんので、参考情報としてお取り扱いください。

また、皆様からの情報も共有をさせていただきます。小職は時間がありますので、送付していただければ書式等、調整のうえ共有させていただきます。

最後にもありますが、計画停電に関する休業手当での取り扱いの通達が労働基準局監督課長から 3 月 15 日に出ております。<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/other/dl/110316a.pdf>

計画停電中は法 26 条の使用者の責に帰すべき事由にはあたらないが、停電時間以外の休業は原則として使用者の責に帰すべき事由による休業に当たるとしてあります(つまり賃金の支払いが必要)。停電を理由にした終日の休業や、停電中止の場合など含め、総合的判断(著しく不適當な場合など)となり、単純な適用ではありませんので、注意が必要です。弁護士等の専門家のアドバイスを受けることをお勧めします。

■清涼飲料・ビール製造■

<被災地以外従業員就労対応の方針>

- ・往復の交通手段が確保できる場合は基本出社
- ・家族の安否が不明な社員は、安否確認を最優先(賃金支給)

<出退勤が困難な場合の勤怠の取り扱い>

- ・「無事故扱い・賃金支給」として取り扱う(契約社員についても、本項目を準用)

<弊社仙台工場の状況>

- ・宮城県多賀城市に所在(海岸より約5キロ)
- ・報道のとおり、4本のタンクが倒れかつ津波による設備の破損等により当面製造が難しい状態。
- ・地震発生後の迅速な避難(事務所屋上)により300名強の従業員、構内協力会社社員はけが人等は1人もいない状況。

※東北エリアのグループ各社や社員の家族まで含めて安否確認中。

■化学会社■

<被災地以外従業員就労対応の方針>

- ・往復の交通手段が確保できる場合は基本出社。但し、交通網が不安定な場合は、自宅待機とする。
(関係会社では、18日まで自宅待機とした会社もあります)

・家族の安否が不明な社員は、安否確認を最優先(災害休暇を適用し、5日まで有給)

<出退勤が困難な場合の勤怠の取り扱い>

・「勤務免除」として取り扱う

(派遣社員についても、本項目を準用)

<弊社鹿島工場の状況>

弊社においては、東北地方に工場がありませんので、大きな被害は出ておりません。

但し、茨城県の鹿島工場は、一部損傷が出ており、立ち上げは困難な状況です。

安否確認については、未だご家族含めて連絡が取れていないメンバーが若干居ますので、確認の最中です。

<その他情報>

・外国籍社員について

母国の両親からの帰国要請、又は各国の外務省からの退避勧告を受け、帰国要望が多数出始めています。
(既に帰国者もあり)。

※日本のメディアの記事と、海外メディアの記事のトーンが大きく違う事も原因のひとつです。

外国籍社員の一部からは、休暇等の特別対応を求められていますが、現在弊社においては、

①東京地区が、直ちに健康上影響が出ているわけではない事

②外国籍社員も、日本人社員も、同一の人事制度、ポリシーで運用している事から、職場における年休消化をベースに、それ以上の対応はしておりません。

(会社として、避難にあたるべきと考えていない為、年休消化で不足する部分は、無届欠勤扱いとし、15日以上の場合は「解雇」する事もある、という就業規則に準じています。)

※但し、各国の外務省からの退避要請がある場合は、別途検討。

今後、東京近郊に対する政府見解に変化が来てくれば、対応も変える事を検討する予定ですが、今はBCPの観点も含め、危機対策委員会で、放射線物質濃度のレベル等による行動計画を定めている最中です。

■電子家電メーカー■

<被災地以外従業員就労対応の方針>

・往復の交通手段が確保できる場合は基本出勤

在宅勤務が可能な業務等は、eワークの活用

※BCPに基づいた対応を基本とし、各事業単位で推進

<出退勤が困難な場合の勤怠の取り扱い>

・勤務形態に応じ、別対応。フレックス勤務者もみなし労働を適用し「賃金支給」として取り扱う。

⇒首都圏地区では、交通状況も改善されてきつつあり、見直し。

<弊社東北工場の状況>

- ・山形・仙台・福島に所在
- ・従業員および家族の安否についてはほぼ全員無事の確認も、一部家族は連絡が継続的に取れない状況。(安否不明もあり)
- ・宇都宮、千葉の工場も被害あり

<販売店の状況>

- ・壊滅的な被害のお店もあり。被害状況に応じた支援を開始。
- ⇒応援隊による支援(14日～すでにスタート)

私の在籍している部門は、販売部門のため流通の現状が一番の課題事項となっております。支援物資等が被災地に届いていないとの報道もあり、物流回復に向けた取り組みを推進中です。

また、首都圏においては、企業ごとに対応に差が出ており、従業員のメンタル面でのケアが今後必要になってきそうです…

■化成品総合メーカー■

1. 勤務の取扱い

(1)通常の公共交通機関で出勤可能な場合には、原則として出勤する。ただし、計画停電に伴う交通事情の混乱が継続していることから、3月18日(金)までの間、以下(2)～(4)を追加対応する。

(2)計画停電による交通機関運行状況に応じ、早めの帰宅あるいは遅めの出勤についても所属長からの指示に従うこと。

(3)通常の公共交通機関で出勤できない場合には、所属長の承認に基づき、自宅待機を認める。

(4)通常と異なる通勤ルート、通勤手段で出勤した場合には、所属長の承認に基づき、交通費実費を会社負担とする。なお、3月19日(土)以降の取扱いについては未定。

2. 給与の取扱い

上記1の勤務の取扱いに伴う遅刻、早退、自宅待機については、給与控除は実施しない(100%有給)。

工場設備は宮城の関係会社の工場が被害甚大と思われませんが、詳細不明です。その他関東周辺の工場でも現時点でいくつか操業停止しています。主力工場は被災地から遠いので設備に大きな影響は出ておりませんが、計画停電の影響が大きく、今後の対応が重要と考えております。

■オンラインショップ■

当初、全社員の半分が出勤する(偶数日には偶数の社員番号、奇数日には奇数の社員番号の社員が出勤する)ということでしたが、昨日から原則全社員が自宅勤務とするよう指示がでました。

モバイルPCを持つものは自宅勤務、持っていないものは実質自宅待機となっています。

業務上、やむを得ず出勤する場合は、所属長の許可を取る必要があります。

基本的な考え方は以下の通りです。

【基本的な考え方】

- ①被災による出社困難者、計画停電に伴う自宅待機、公共交通機関の遅延、早退は「出勤扱い(通常勤務)」とする。
- ②上記以外の所定労働時間を超える勤務の場合は、従来どおり実働時間に基づく。

1. 対象期間(暫定期間)

3月11(金)～3月18日(金)

2. 対象者(暫定)

正社員、契約社員(休職者・事前有給申請者除く) ※派遣社員・アルバイトの扱いは今後決定予定

3. 全社周知

安否確認システムを通じて全社員へ周知済み。

弊社では、プロ野球チーム始め、東北地方に支社や在宅の営業の方がいます。

幸いにも全員の無事が確認されていますが、仙台支社の被害は甚大なようです。また、スタジアムもすぐには使えない状況ということで、プロ野球開幕を延期するのはやむを得ないことと思います。

■テンプスタッフ会社■

ひとまず弊社の事業関係の状況のみお伝えしたいと思います。

東北・関東にある事業所のうち、宇都宮および茨城事業所では生産を休止し、現在、復旧に努めているところです。

医薬医療事業の各支店・営業所は被災地を広範にカバーしており、特に在宅医療事業においては、全国の支店から応援要員及び携帯用酸素ボンベを重大被災地区に集中手配するなど、東北・関東エリアの患者様への全面的な支援策を進めております。

■外国電子機器会社■

弊社の状況は、事業部長・部署長の判断の元に、各社員の出退勤時間の柔軟性を持つことと、やむを得ない場合の自宅待機を認めています。しかしながら、場当たりの対応であり、まだまだ給与をどうするかとか、仕事の精査(出勤の必要があるかないか)などは全く手付かずです。

当社としては、大切な日本のためにできることをしたいと、昨日(3/15)付けで支援策をアナウンスしました。

一億円の義援金と、毛布やレスキューキットを2,000セット、日本政府のGOがでたら、グループ内のレスキュースタッフ10名と、メディカルスタッフ11名の派遣も予定しています。100余名いる本社からの駐在員に関しても、明確に指針は出ていません。

■造船・重電機器メーカー■

<被災状況>

福島県相馬市の相馬工場が被災、物的被害については詳細確認中であるがかなり大きい模様。幸い、現地の管理職を中心に、自転車で避難所をまわるなどの活動により本日までに相馬事業所従業員は、概ね無事が確認できた。

<被災地支援状況>

「相馬市」および「相馬事業所」支援のため、地震発生翌日から救援物資の輸送を開始している。

<勤務・賃金取り扱い>

・現在検討中です。

・計画停電の影響については、暫定的に多くの企業と同様に首都圏では、「往復の交通手段が確保できる場合は基本出社」

事業所単位での休日振替などで対応中。

<その他現在検討中の課題>

・4/1付 入社予定者は、概ね無事が確認できた。入社式・入社後教育についてどうするか検討中4/1付 相馬事業所地区採用者(主に現業系)は、4/1入社の上、自宅待機させる可能性あり。

・北海道・秋田・茨城方面へ、4/1付で転勤予定だった者についても、引越困難などの影響が出始めている。

■人事コンサル会社■

<参考:休電による休業の通達>

計画停電により事業場に電力が供給されないことを理由とする休業の場合の休業手当(労基法 26 条)の取り扱いを通達…厚生労働省は 15 日、今回の震災に伴う計画停電の時間帯に、事業場に電力が供給されないことを理由として休業する場合については、原則として労基法 26 条に定める「使用者の責めに帰すべき事由による休業」には該当しないこと等の通達を、都道府県労働局労働基準部監督課長宛てに発出しました。

労基法 26 条の規定による休業手当に関して、いわゆる「休電」による休業の場合の取り扱いについては、昭和 26 年 10 月 11 日付けの基発第 696 号で示されています。今回発出された内容は、同通達に基づく取り扱いを具体的に示した形となっています。

<15 日発出の通達の内容>

(1) 計画停電の時間帯における事業場に電力が供給されないことを理由とする休業については、原則として法第 26 条の使用者の責めに帰すべき事由による休業には該当しないこと。

(2) 計画停電の時間帯以外の時間帯の休業は、原則として法第 26 条の使用者の責に帰すべき事由による休業に該当すること。ただし、計画停電が実施される日において、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて休業とする場合であって、他の手段の可能性、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、計画停電の時間帯のみを休業とすることが企業の経営上著しく不相当と認められるときには、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて原則として法第 26 条の使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないこと。

(3) 計画停電が予定されていたため休業としたが、実際には計画停電が実施されなかった場合については、計画停電の予定、その変更の内容やそれが公表された時期を踏まえ、上記 1 及び 2 に基づき判断すること。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/other/dl/110316a.pdf>

Subject: 【参考情報】東日本大震災の企業の対応情報 3/18-2

頂戴しました、更なる参考情報です。

皆様、ありがとうございます。

● 労働法関連（別紙参照）

激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例について(H13.3.13)

東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長等について(H13.3.14)

● 品川区での、震災後の対応状況。

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/ct/other000023400/110311saitai-taiou.pdf>

なお、品川区への要望意見等は、災害対策本部に取次ぎ可能ですので、お知らせください。（件名は、「品川区への要望」としてください。）

● 節電の知恵

備前グリーンエネルギー(株)HP(家庭と事業所の節電方法の具体例)

http://www.bizen-greenenergy.co.jp/weblog/2011/03/post_85.html

東京都環境局（事業所と家庭の節電方法）

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/index.html

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/home/index.html>

○避難所等の Google 地図上の吹き出しマップです。

<http://maps.google.co.jp/maps/ms?hl=ja&ie=UTF8&brcurrent=3%2C0x5f8a281688bb7435%3A0x5a71ac24ed513392%2C0%2C0x5f8a2815e538e245%3A0xb1632cc050d2f733&msa=0&msid=216614052816461214939.00049e49594f07450fe63&z=8>

○被害は身近なところでも起きています。浦安にお住まいで被災をされたメンバーからの生の情報です。

その1

<http://www.imagegateway.net/p?p=Ep7QuY48CPx&t=LCJ>

その2

<http://www.imagegateway.net/p?p=BiJyLaXeyRn&t=LCJ>

アルバムを開くと、個別の写真に丁寧な説明がついています。

当方の知り合いにも同地域にお住まいで、液状化の被害をうけた方もおられ、急遽携帯トイレを用意させていただきました。知人の話も総合しますと、浦安舞浜地域では液状化の被害で、2mくらいは地面が沈み、住宅地では住宅が傾いたり、上下水道が破損して、水道とトイレに不自由されているそうです。

東北地方太平洋沖地震という名称は不正確で、このように千葉や埼玉でもかなりの被害が出ていることから、東日本大震災という名称にするべきという意見で最近はそのように代わってきたようです。

また、東北の被災地で一酸化中毒の報告があります。昔の石油ストーブを長く使うのは、今の密閉された家では、換気が必要です。